

(表面)

屋外広告物許可申請書（長期の広告物用）

年 月 日

(宛先) 藤岡市長

申請者 住 所 (所在地)
〒375-0015 群馬県藤岡市中栗須 XXX
氏 名 (名称及び代表者)
株式会社 ○○○ 代表取締役 ○○ ○○○
電話番号 0274-XX-XXXX

第7条第1項
藤岡市屋外広告物条例 第10条第4項 の規定により、次のとおり表示（設置）したいので申請し
第10条第5項
ます。

1 広告物等の種類	屋上広告、広告塔						
	・ 自家広告物 ・ 自家広告物以外 ・ 左記の両方 (いずれかを○で囲むこと。)						
2 規格 〔高さは、広告物の接 地面から広告物の 上端までの高さを 記入すること。〕	広告物 の種類	高さ (m)	縦 (m)	横 (m)	面積 (㎡)	数量	合計面積 (㎡)
	屋上広告	3.50	3.00	10.50	31.50	1(2面)	63.00
	広告塔	10.00	2.00	3.50	7.00	2(2面)	28.00
3 表示（設置）場所	藤岡市○○○XXX						
4 用途地域	(商業) 地域						
5 地域区分	・ 禁止地域 ・ 第1種許可地域 ・ 第2種許可地域 ・ 景観形成型広告整備地区 (該当するものを○で囲むこと。)						
6 表示（設置）期間	令和2年 1月 10日から 令和5年 1月 9日まで						
※許可の種類	・ 許可地域における許可 ・ 禁止地域における適用除外の許可 ・ 禁止物件の適用除外の許可					※許可・確認印欄	
※許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで						
※手数料	円						
※許可の条件							
※受付	年 月 日 第 号						

(裏面)

記入例

7 道路占用許可	年 月 日 第 号	8 工作物確認 (高さ 4m超)	要・不要
9 自家広告物のある 敷地内の既設広告物	広告物等の種類	個 数	面 積 m ²
10 自家広告物のある敷地 内の建築物の延べ面積	該当する項目がある場合 は記入してください。		屋上広告物の場合 の記入例です。 m ²
11 表示（設置）の概 要	道路・鉄道等の沿線利用の場合 広告物相互間（他の広告物からの） 距離 m 道路・鉄道等からの距離 m （路線名： ） 交差点等からの距離 m		屋上に表示（設置）する場合 建築物の高さ 9.0 m 壁面に表示（設置）する場合 突出幅 m 大規模広告物（1面の表示面積が 30 m ² 以上 の屋上広告物）の場合、資格が必要です。
12 屋外広告物管理者	住 所	群馬県藤岡市〇〇〇XXX-X	
	氏 名	〇〇 〇〇〇 資格 屋外広告士	
	所 属	株式会社 〇〇〇 電話（ 0274 ） XX - XXXX	
13 施工者等	住所（所在地）	群馬県藤岡市〇〇〇XXX-X 電話（ 0274 ） XX - XXXX	
	氏名（名称・代表者）	株式会社 〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇〇 屋外広告業登録番号 群広（ n ）第 nnnn 号	
	住所（所在地）	群馬県に屋外広告業登録されて いる業者へ依頼してください。	
	氏名（名称・代	屋外広告業登録番号 群広（ ）第 号	
14 添付書類	(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を知り得る見取図 (2) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況を知り得るカラー写真（申請 の日前3月以内に撮影したものに限る。） (3) 広告物等の形状、材料及び構造を明らかにした図面 (4) 広告物等の色彩、意匠及び光源の点滅（光源の動き又は光源の輝度の変化 を含む。）の1分間当たりの回数並びに面積を明らかにした図面 (5) 他人が所有し、又は管理する土地、建物等に表示し、又は設置する広告物 等の場合は、当該土地、建物等の使用承諾書 (6) 他の法令の規定により許可を要する広告物等の場合は、当該許可を受けて いることを証する書面の写し (7) 自家広告物等のある敷地内に表示し、又は設置する広告物等の場合は、当 該敷地に存する建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第3 38号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）を明ら かにする書類（建築物の延べ面積が2,000平方メートル以下である場合 及び表示し、又は設置する広告物等の総表示面積が100平方メートル以下 （第2種許可地域にあっては、200平方メートル以下）である場合を除く。） (8) その他市長が必要と認める書類		

注1 申請者は、許可を受けようとする広告物等の法的な責任者及び義務者となるので、原則として広告主が申請すること。

2 10は、商業施設等で広告物等の総表示面積が、第1種許可地域で100 m²、第2種地域で200 m²を超えて表示し、又は設置する場合に記入すること。

3 12の資格欄は、表示面積が1面30 m²以上の屋上広告物のときに記入すること。

4 ※印の欄は、記入しないこと。